

福岡県医発第 271 号 (地)
令和 5 年 4 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業実施要領の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業の請求方法については、令和 5 年 2 月 16 日付福岡県医発第 3131 号 (地) 等にてご連絡しております。

今般、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より、同事業における実施要領を改正し、第 11 期の申請受付期間を定めた旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 申請受付期間については、**受付最終日までの消印有効**とされておりますので提出期間にはご注意ください。
- 2) 個別接種支援事業の対象となる職域接種で申請を行う場合、別添の確認票の提出が依頼されております。
- 3) 令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業については、実施主体が県から各市町村に移行し実施されます。各市町村の実施状況につきましては、福岡県より情報提供があり次第、改めてご連絡いたします。

記

1. 申請受付期間

第 11 期【令和 5 年 2 月 5 日 (日) から令和 5 年 3 月 31 日 (金) の実施分】

…令和 5 年 4 月 17 日 (月) から令和 5 年 5 月 12 日 (金) まで受付

2. 申請先

申請する医療機関が所在する市町村の新型コロナウイルスワクチンの補助金担当部署にご提出ください。

3. 本支援に関する問い合わせ先（事務委託会社）

新型コロナウイルスワクチン個別接種支援受付担当

電話番号：0120-579-567

【受付時間】 平日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時まで

4. 申請に必要な書類の入手方法

「福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金について」

（福岡県ホームページ）

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavaccine-kyouryoku.html>

（県医師会ホームページ）

URL：https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kansenshou/kanren_joho/covid-19/_8381.html

公印省略

5 疾病第 4 7 1 号
令和 5 年 4 月 1 4 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

保 健 医 療 介 護 部 長
(がん感染症疾病対策課)

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業実施要領の改正
について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業に係る対象期間等について、実施要領を改正しましたので、送付いたします。

つきましては、貴会関係者に周知くださいますようお願いいたします。

また、関係団体には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正要領

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業実施要領

2 福岡県ホームページ

「福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavaccine-kyouryoku.html>

3 本支援に関する問い合わせ先 (事務委託会社)

新型コロナウイルスワクチン個別接種支援受付担当

電話番号：0120-579-567

【受付時間】 平日 (土日祝日を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業実施要領

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルスワクチン接種を進める観点から、個別接種を実施する医療機関（病院・診療所）が継続的に接種回数を増加し、または集中的に接種を実施した場合、市町村から医療機関に支払われる通常の接種費用（負担金）とは別に支援金を支払うことで、ワクチンの個別接種の促進を図ることを目的とする。

2 対象医療機関及び支給額

県内で新型コロナウイルスワクチン接種を実施する医療機関において、**令和5年2月5日から令和5年3月31日**までの個別接種の実績に応じて支給する。

集団接種（大規模接種会場及び市町村特設会場）の実績は含まれず、職域接種の実績は下記の①・②を共に満たす場合のみ含めることができる。

（大学附属病院以外の場合）

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

（企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数に含まれていない。）

②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象にした職域接種」である。

（大学附属病院の場合）

①大学附属病院内で接種を行った。又は、大学附属病院が当該大学内で接種を行った。

（企業や大学など指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数に含まれていない。）

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

【診療所】

(a)週100回以上の接種を4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円

(b)週 150 回以上の接種を 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(c)50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円

【病院】

※病院における 50 回以上／日の接種を行った場合の取組にかかる支給は、令和 4 年 1 1 月 3 0 日までの接種分をもって終了しました。

(d)特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、4 週間以上ある場合には、以下を支給

医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円

※接種回数により算定し（予診のみは含まない）、消費税は反映しないこと。

※(a)または(b)と(c)は重複しない。

※(a)、(b)及び(c)の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。

- ・(a)、(b)の取組においては、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

- ・(c)の取組においては、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

※「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。

なお、土曜日は休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

※(d)の対象となる日は、50 回以上／日の接種を行った日に限る。

3 請求方法等

(1) 医療機関

対象医療機関は、実績報告書（様式 2）、請求書（様式 3）及びチェックリスト（別紙 1）を作成し、所在する市町村に対して、4 の提出期限内に提出する。

※職域接種のうち、「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」を実績として計上する場合、地域貢献の基準を満たしていることがわかる書類を添付する。

(2) 市町村

市町村は、医療機関から提出された書類を確認した後、謝金の支払い依頼(様式4)と合わせて、予め県から提供されたレターパックにて、県に対して、4の提出期限内に関係書類を送付する。

(3) 県

県は、市町村からの依頼を受け、医療機関からの請求書類等を審査後、請求内容が適当であると認めたときには、4の支払期限内に医療機関が指定する口座に支払いを行う。また、支払依頼元の市町村に対し、支払通知を送付する。

4 提出期限等

令和5年2月5日から令和5年3月31日までの実績に係る請求

医療機関から市町村への提出期限 **令和5年5月12日**

市町村から県への提出期限 **令和5年5月26日**

県から医療機関への支払期限 **令和5年7月7日(予定)**

(附則)

この要領は令和3年8月1日から施行し、5月9日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和3年8月13日から施行し、5月9日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和3年10月1日から施行し、8月1日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和3年12月1日から施行し、10月3日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年2月1日から施行し、令和3年12月5日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年3月30日から施行し、2月6日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年6月1日から施行し、4月1日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年8月1日から施行し、6月5日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年9月30日から施行し、8月7日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和4年12月5日から施行し、10月2日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和5年2月10日から施行し、令和4年12月4日の週の実績から適用する。

(附則)

この改正は令和5年4月14日から施行し、2月5日の週の実績から適用する。

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業

申請要領（4/14 改正）

福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室

概要

1. 趣旨

福岡県内の市町村が実施している新型コロナウイルスワクチンの接種に御協力いただいた医療機関に対し、福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種推進支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

2. 対象期間

- | | | |
|------|---|----------------------------|
| 第1期 | … | 令和3年5月9日（日）から同年7月31日（土） |
| 第2期 | … | 令和3年8月1日（日）から同年10月2日（土） |
| 第3期 | … | 令和3年10月3日（日）から同年12月4日（土） |
| 第4期 | … | 令和3年12月5日（日）から令和4年2月5日（土） |
| 第5期 | … | 令和4年2月6日（日）から令和4年3月31日（木） |
| 第6期 | … | 令和4年4月1日（金）から令和4年6月4日（土） |
| 第7期 | … | 令和4年6月5日（日）から令和4年8月6日（土） |
| 第8期 | … | 令和4年8月7日（日）から令和4年10月1日（土） |
| 第9期 | … | 令和4年10月2日（日）から令和4年12月3日（土） |
| 第10期 | … | 令和4年12月4日（日）から令和5年2月4日（土） |
| 第11期 | … | 令和5年2月5日（日）から令和5年3月31日（金） |

<重要なお知らせ>

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業は、第11期（令和5年2月5日～令和5年3月31日実績分）をもって終了します。

なお、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業は、各市町村において実施します。

3. 支給基準

診療所と病院の支援金の支給額は以下のとおりとします。なお、接種回数（予診のみは含まない）により算定します。その際、消費税は反映しません。

集団接種は含まれません。

職域接種については以下の2点を共に満たす場合に請求対象になります。

- ①医師が派遣されて接種する形ではなく、当該医療機関に接種者が出向いてもらう形で接種している。(大学附属病院が当該大学内で接種する場合も含む。)
- ②『中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種』若しくは『文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短大、高専、専門学校職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種』のいずれかである。

(診療所)

- (1) 週 100 回以上の接種を、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり 2,000 円
- (2) 週 150 回以上の接種を、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり 3,000 円
- (3) 50 回以上/日の接種を行った場合には、1 日あたり定額で 10 万円

※ (1) と (2) における「週」とは日曜日から土曜日の一週間を指す。

※ (1) と (2) の該当する週の重複は不可。

((2) の該当週を (2) の要件から外し、(1) の要件にはできる。)

※ (3) は (1) 及び (2) の要件を満たさない週に属する日に限る。

※ (1)、(2) 及び (3) の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。

・(1) と (2) の取組においては、週 100 回 (150 回) 以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

・(3) の取組においては、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。(自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣については、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。)

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18 時以降 (医療機関の診療時間に関わらない)

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。

なお、土曜日は休日として取り扱う。(医療機関の診療日に関わらない。)

(病院)

※病院における 50 回以上／日の接種を行った場合の取組にかかる支給は、第 9 期をもって終了しました。

- (4) 特別な接種体制 (※通常診療とは別に、接種の為の特別な人員体制) を確保した場合であって、1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上ある場合には、以下を支給。

医師 1 人 1 時間あたり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間あたり 2,760 円

※ (4) の対象となる日は、1 日 50 回以上の接種を行った日に限る。

申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たす医療機関に限ります。

1. 個別接種に協力し、支給基準を満たす接種や接種体制確保を行う福岡県内の医療機関であること。
2. 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)
 - (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) が役員となっている団体
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員となっている団体
 - (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

申請手続き等

1. 申請受付期間

- 第1期 … 令和3年8月10日（火）から同年8月31日（火）
- 第2期 … 令和3年10月4日（月）から同年11月1日（月）
- 第3期 … 令和3年12月6日（月）から同年12月28日（火）
- 第4期 … 令和4年2月7日（月）から同年3月14日（月）
- 第5期 … 令和4年4月1日（金）から同年4月28日（木）
- 第6期 … 令和4年6月6日（月）から同年7月8日（金）
- 第7期 … 令和4年8月8日（月）から同年9月9日（金）
- 第8期 … 令和4年10月3日（月）から同年11月4日（金）
- 第9期 … 令和4年12月5日（月）から令和4年12月28日（水）
- 第10期 … 令和5年2月13日（月）から令和5年3月31日（金）
- 第11期 … 令和5年4月17日（月）から令和5年5月12日（金）

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 請求書（様式3）
- ③ 振込先が確認できるもの。（銀行通帳の契約内容の写し（通帳1ページ目）、インターネットバンキングの口座情報画面の写し等）

※職域接種のうち、「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」を実績として計上する場合、地域貢献の基準を満たしていることがわかる書類を添付してください。

3. 申請に必要な書類の入手方法

福岡県ホームページからダウンロードできます。

「福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavaccine-kyouryoku.html>

4. 申請方法

申請する **医療機関が所在する市町村** の新型コロナウイルスワクチンの補助金担当部署にご提出ください。1に定める期間の各最終日までの消印有効とします。

(※厳守につき、提出期間にはご注意ください。)

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは、お支払することで通知に変えます。支給時期については、申請から概ね2ヶ月から3ヶ月程度を想定していますが、一定の時期に申請が集中した場合や書類の不備があった場合等、更に時間を要することがあります。

その他

1. 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、福岡県は支給を取り消す場合があります。この場合、申請者は、受領金を返還するとともに、返還の日までの日数に応じた延滞金（受領金の額に年率の割合で計算した額）を支払うことになります。
 - (1) 期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで 年率 2.4%
 - (2) 1ヶ月を経過する日の翌日以降 年率 8.7%
2. 報告に疑義が生じた場合、所管の市町村や申請した医療機関に対して、内容を問い合わせることや、追加で資料を請求することがあります。
3. 第10期以降の申請については、今後受付期間などに変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、別途お知らせします。
4. 支給日については、書類の提出期限から3ヶ月以内を予定しておりますが、書類の再提出等により、再審査が必要となった場合は、この限りではありません。

(問い合わせ先)

新型コロナウイルスワクチン個別接種支援受付担当

TEL：0120-579-567

(平日(土日祝日を除く)午前9時から午後5時まで)